

## 別紙

### 森林技術総合研修所競争契約入札心得

#### (目的)

第1条 森林技術総合研修所長の所掌に属する物品の製造その他の請負契約又は物品の買入れ契約その他の契約に関する入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

#### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、入札公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を分任支出負担行為担当官森林技術総合研修所長に提出しなければならない。

#### (入札等)

第3条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札公告、入札説明書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札公告、入札説明書に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札書を郵便により提出する場合は、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、分任支出負担行為担当官あて親展で提出しなければならない。

4 第3項の入札書は、入札日の前日（特例政令第2条に定める調達契約に係る場合は、入札の公告又は公示に示した時刻）までに到達しないものは無効とする。

5 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

6 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

8 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

9 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条第 1 項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

10 入札参加者は、暴力団等排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第 5 条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第 6 条 開札は、入札終了後直ちに入札公告、入札説明書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第 7 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者のした入札

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 記名押印を欠く入札

四 金額を訂正した入札

五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

六 明らかに連合によると認められる入札

七 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

八 入札開始時刻に遅れてした入札

九 工事にあっては、工事費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）が未提出である又は提出された内訳書に未記入等不備があると認められる入札

十 暴力団等排除に関する誓約事項（様式第 3 号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

十一 その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第8条 開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。入札執行回数は、2回を限度とするものとする。ただし、この限度内において落札者がいないときは、予決令第99条の2の規定に基づく随意契約に移行する場合がある。

2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、分任支出負担行為担当官は当該入札を打ち切ることがある。

3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

(請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第9条 森林技術総合研修所所管に係る製造その他の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)について予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額(以下「調査基準価格」という。)に満たない場合とする。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の事情聴取に協力すべきものとする。

(落札者の決定)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの)をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを含む。以下同じ。)の入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第 12 条 落札者は、契約書を作成するときは、分任支出負担行為担当官から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から 7 日以内に、これを分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

2 分任支出負担行為担当官は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

3 分任支出負担行為担当官が、契約書の作成を要しないと認めた場合において、落札者は落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、分任支出負担行為担当官がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第 13 条 入札をした者は、入札後この心得、入札公告、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第 14 条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

## 二酸化炭素排出計数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条件

以下の条件を満たす者を入札適合者とする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。  
 (2) 下表①～④の合計点数が70点以上であること。

項目	数値	点数
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.690 以上	0
	0.675 % 以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	7.50 % 以上	20
	5.00 % 以上 7.50%未満	15
	2.50 % 以上 5.00%未満	10
	0 %超 0.25%未満	5
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※ 情報の開示については「電力の小売営業に関する指針（経済産業省）」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※ 令和6年度の排出係数等を公表している場合は、本書中「令和5年度」を「令和6年度」に読み替えて作成するものとする。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

また、提出書類の根拠等記載部分には、付箋及びマーカ一等で明示すること。

## 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間においても引き続き、1の表による合計点数が70点以上となるよう努めるものとする。
- (2) 1に示す条件の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

### 【用語の定義】

#### 1 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数

地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。なお、令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。

#### 2 令和5年度の未利用エネルギー活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用するものとし、算出方法は令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値とする。

(算定方式) 令和5年度の未利用エネルギー活用状況 (%)

令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) / 令和5年度の供給電力量(需要端) × 100

- (1) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。
  - ① 工場等の廃熱又は排圧
  - ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
  - ③ 高炉ガス又は副生ガス
- (2) 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

- (3) 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (4) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
  - ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

### 3 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況

(算定方式) 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

$$(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$$

- ① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh))
  - ② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
  - ③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証された、グリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
  - ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
  - ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
  - ⑥ 令和5年度の供給電力量 (需要端(kWh))
- (1) 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
- (2) 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- (3) 令和5年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

#### 4 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家の省エネルギーの促進の観点から評価することとし、具体的な評価内容は以下のとおり。

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス  
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にする、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行う、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。

## 入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
森林技術総合研修所長 殿

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

下記の調達案件に係る入札参加資格について確認されたく申請します。

### 記

- 1 調達案件：令和8年度森林技術総合研修所庁舎等電力供給業務（単価）
- 2 開札日：令和8年3月30日 14時
- 3 提出資料：
  - （1）令和7・8・9年度資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写し）
  - （2）小売電気事業の登録を受けている者であることが証明できる書類（写し）
  - （3）適合証明書及びその内容を証明する書類
  - （4）割当計画書
  - （5）「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%以上であることが証明できる書類
- 4 担当者連絡先
  - （1）所属部課名：
  - （2）役職及び氏名：
  - （3）電話番号：
  - （4）メールアドレス：

## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所：  
商号又は名称：  
代表者氏名：

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ、②パンフレット、③チラシ ④その他（ ）	

## 2 令和5年度の状況

項 目	自社の基準値	点 数
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

項 目	取組の有無	点 数
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組		

2 ①～④の合計点数	
当局判定欄	適・否

## 記載注意事項

- 情報の開示については「電力の小売営業に関する指針（経済産業省）」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- 点数欄は二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件から該当する区分の得点を記載すること。
- 開示方法を明示し、かつ2の合計点数が70点以上となった者を入札適合者とする。



## 入札金額算定内訳書

### 需要場所1：森林技術総合研修所

区分	単価	予定契約電力	金額
基本料金			0

区分	単価	予定契約電力	金額
電力量料金		162,000	0
令和8年4月		11,000	0
令和8年5月		10,000	0
令和8年6月		11,000	0
令和8年7月		12,000	0
令和8年8月		18,000	0
令和8年9月		13,000	0
令和8年10月		12,000	0
令和8年11月		11,000	0
令和8年12月		19,000	0
令和9年1月		13,000	0
令和9年2月		18,000	0
令和9年3月		14,000	0

①森林技術総合研修所で使用する電気購入に係る合計	0
--------------------------	---

①+②森林技術総合研修所庁舎等電力供給業務（総価）	0
---------------------------	---

### 需要場所2：林業機械化センター

区分	単価	予定契約電力	金額
基本料金			0

区分	単価	予定契約電力	金額
電力量料金		51,000	0
令和8年4月		4,000	0
令和8年5月		3,100	0
令和8年6月		4,000	0
令和8年7月		4,000	0
令和8年8月		3,800	0
令和8年9月		3,900	0
令和8年10月		3,900	0
令和8年11月		4,200	0
令和8年12月		5,200	0
令和9年1月		5,200	0
令和9年2月		5,400	0
令和9年3月		4,300	0

②林業機械化センターで使用する電気購入に係る合計	0
--------------------------	---

- ※ 基本料金の期間は令和8年4月～令和9年3月までとする。
- ※ 消費税及び地方消費税は見込まないこと。
- ※ 力率割引又は割増、燃料費調整額及び再エネ発電賦課金は見込まないこと。
- ※ 金額に1円未満の端数が生じる場合は、各月において切り捨てること。